平成２５年（フ）第３５号
愛媛県松山市南江戸６丁目６番21号
債務者　大澤　文雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
愛媛県松山市中村３丁目１番62号　メゾンアピア402号
債務者　**藤**田　　舞
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
愛媛県松山市東野４丁目３番23号
債務者　城戸　博志
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
愛媛県松山市衣山５丁目１番地50　サーパス衣山壱番館104号
債務者　越智　和義
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1610番地１、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地
県営住宅八尋団地１棟104号
債務者　松永　宗丈
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第７号
佐賀県伊万里市東山代町里888番地38
債務者　森　　龍二
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第９８号
大分県宇佐市大字長洲1737番地の１　入学ハイツ202
債務者　桐畑　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
宮崎県都城市立野町９号５番地３　誠コーポ101号
債務者　福田　由美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１６号
岩手県北上市鬼柳町卯の木34番地１、前住所岩手県北上市鬼柳町卯の木１番地
債務者　舘川　桃子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１９号
茨城県取手市藤代560番地13　コーポカメリア103
債務者　松澤　典子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
茨城県稲敷市下太田574番地
債務者　内田　雅人
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
広島県福山市奈良津町１丁目３番13―701号サンシャインキャッスル、旧住所広島県福山市地吹町13番39号　サーパス地吹園205
債務者　門田　健作
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２６号
広島県福山市沼隈町大字下山南311番地、旧住所広島県福山市沼隈町大字下山南200番地
債務者　熊本　裕子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙203番地
債務者　諸石富三男
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２２号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙203番地
債務者　諸石　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４２号
大分県津久見市大字保戸島1520番地の26
債務者　石田　　直
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
宮崎県日向市春原町１丁目61番地２
債務者　上田　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部